

函館市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項、第5項および第7項に規定する監査を次のとおり実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告に同条第10項の規定による意見を添えて、別紙のとおり公表する。

令和6年2月5日

函館市監査委員 小野 浩
函館市監査委員 本間 裕 邦
函館市監査委員 浜野 幸 子
函館市監査委員 斉藤 佐知子

1 定期監査

対象部局 総務部，市民部，保健福祉部，土木部，議会事務局

2 随時監査（工事監査）

対象工事 千代台公園陸上競技場第2種公認検定改修工事

3 財政援助団体等監査

対象団体 社会福祉法人函館市社会福祉協議会

4 監査の結果に関する報告に添える意見

監 査 報 告 書

令和 6 年 (2024 年) 2 月

函 館 市 監 査 委 員

目 次

I	監査の対象部局等	1
II	監査の結果	2
1	定期監査	
	(1)総務部	3
	(2)市民部	6
	(3)保健福祉部	8
	(4)土木部	11
	(5)議会事務局	13
2	随時監査（工事監査）	
	千代台公園陸上競技場第2種公認検定改修工事	15
3	財政援助団体等監査	
	公の施設の指定管理者監査	
	社会福祉法人函館市社会福祉協議会	17
4	監査の結果に関する報告に添える意見	20

I 監査の対象部局等

1 定期監査

対象部局	監査の対象期間	監査の実施期間
総務部	令和5年4月1日から 令和5年7月31日まで	令和5年9月1日から 令和5年12月25日まで
市民部	令和5年4月1日から 令和5年7月31日まで	令和5年9月1日から 令和5年12月25日まで
保健福祉部	令和5年4月1日から 令和5年7月31日まで	令和5年9月1日から 令和5年12月25日まで
土木部	令和5年4月1日から 令和5年7月31日まで	令和5年9月1日から 令和5年12月25日まで
議会事務局	令和5年4月1日から 令和5年7月31日まで	令和5年9月1日から 令和5年12月25日まで

2 随時監査（工事監査）

対象工事	監査の実施期間
千代台公園陸上競技場第2種公認検定改修工事	令和5年10月4日から 令和5年12月25日まで

※ 工事・契約担当部局：土木部

予算主管部局：教育委員会事務局生涯学習部

3 財政援助団体等監査

(1) 公の施設の指定管理者監査（函館市総合福祉センター）

対象団体	監査の対象期間	監査の実施期間
社会福祉法人 函館市社会福祉協議会	令和4年度	令和5年9月1日から 令和5年12月25日まで

※ 施設所管部局：保健福祉部

Ⅱ 監査の結果

監査の結果は、次の各監査結果報告書のとおりである。

なお、地方自治法第199条第10項の規定に基づく監査の結果に関する報告に添える意見として、監査委員の意見を付している。

令和5年度（2023年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

総務部

(2) 対象事務

令和5年（2023年）4月1日から令和5年7月31日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和5年9月1日から令和5年12月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとおり改善を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

ア 現金取扱事務

本庁舎1階に来庁者向けとして設置しているコイン式複写機使用料の収入金について、複写機の使用実績であるカウンター数から算出される金額と複写機から回収され払い込まれた収入金額が大きく乖離していた。

このことは、当該複写機のカウンター数から算出される金額と回収された金額との確認を行わず収入金を払い込むという不適切な事務処理が根本的な原因であるが、総務部では、具体的には、当該複写機から使用料を回収する際に硬貨のみを回収し紙幣を回収していなかったことや、函館市庁舎案内および管理業務委託（以下「庁舎案内等業務委託」という。）の受託者が複写機の紙詰まり等の不具合に対応した分および市政情報発信コーナーに設置している各部局の広報物の補充のため複写機の課金機能を無効に切り替え増刷対応した分に使用したためとしている。

しかしながら、受託者が対応していた当該複写機に係る業務について、具体的な業務内容や課金機能を無効とする判断基準などを庁舎案内等業務委託の仕様書に明記しないまま実施させていた。また、総務部では、実際に受託者が増刷補充した枚数を把握しておらず、また、当該複写機を課金せずに使用させることができる定めがないにもかかわらず、受託者に対し課金せずに使用させていたほか、庁舎案内等業務委託に関連のない、複写機内の収入金保管場所の鍵も受託者に預けていたなど、不適正な事務を執って

いた。

公金の取扱いは常に厳正に行うべきものであることから、収入金の正確性の確保やリスク管理の観点から、収納事務の見直しや庁舎案内等業務委託の内容の整理を含め、適正な事務の執行となるよう改善されたい。

令和5年度（2023年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

市民部

(2) 対象事務

令和5年（2023年）4月1日から令和5年7月31日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和5年9月1日から令和5年12月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 契約事務（函館市マイナンバーカード臨時交付センター運營業務委託契約）

ア 契約の方法および手続は適正か。

イ 契約書，見積書等関係書類および帳簿は确实かつ的確に整備されているか。

ウ 履行の確認は適切に行われているか。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について，監査した限りにおいて，次のとおり改善を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

ア 契約事務（函館市マイナンバーカード臨時交付センター運營業務委託契約）

函館市マイナンバーカード臨時交付センター運營業務の委託に当たっては，業務報告書等の履行確認書類において，来場者等の把握はしていたが，運營業務に係る人員配置など履行内容の記載が不十分であり，委託料の支出の前提となる履行確認が適切に行われているか確認できなかった。

業務仕様書では，各業務の繁閑状況に応じ，柔軟かつ弾力的な配置をすることや，窓口受付状況に顕著な落ち込みが見られた場合には，随時，変更契約も含め対応を協議することが定められているが，履行確認が不十分であることにより，委託業務内容に係る人員配置等が適切であるかの検証が困難となること，さらには，契約金額の妥当性にも疑義が生じかねないことから，受託者と協議を行い，変更契約等の対応も含め適正な事務の執行を図られたい。

令和5年度（2023年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

保健福祉部

(2) 対象事務

令和5年（2023年）4月1日から令和5年7月31日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和5年9月1日から令和5年12月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点から踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 契約事務（函館市介護予防教室事業実施業務委託契約）

- ア 契約の方法および手続は適正か。
- イ 契約書，見積書等関係書類および帳簿は确实かつ的確に整備されているか。
- ウ 履行の確認は適切に行われているか。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について，監査した限りにおいて，次のとおり見直しを要する点が見受けられた。

(1) 意見

ア 予算の執行

社会福祉総務費において，社会福祉法人函館市社会福祉協議会に対し補助金を交付しているが，同補助金の対象経費に対象外経費である函館港まつりなどへの協賛金を含めて金額を算定していた。

保健福祉部においては，協賛金を対象外経費として取り扱うこととしているが，概算払いによる同補助事業の精算において，収支決算額に対象外経費が含まれていないことを確認するために必要な事務である，補助事業者から提出された資金収支計算書の決算額の明細内訳を確認していないなど，補助事業等実績報告書の内容が補助金の交付条件に適合するものであるかどうかを調査しないまま補助金額を確定していた。

これは，補助事業に係る対象経費が補助金額を大幅に上回っており，補助金額に影響がないため，補助することが適当でないと思われる経費を除外することについて意識していなかったこと，また，対象外経費についての必要な指導が行われていなかったことから，補助事業者がどのような経費が交付対象外となるかにつ

いて認識できなかったことなどが原因であると思料される。

補助金の交付に当たっては，対象経費に対象外経費が算入されていないかについて精査することはもとより，補助事業者に対し対象外経費の範囲を明示し指導を行うなど，適正な事務の執行となるよう努められたい。

令和5年度（2023年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

土木部

(2) 対象事務

令和5年（2023年）4月1日から令和5年7月31日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和5年9月1日から令和5年12月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務は、監査した限りにおいて、いずれも適正に執行されていた。

令和5年度（2023年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

議会事務局

(2) 対象事務

令和5年（2023年）4月1日から令和5年7月31日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和5年9月1日から令和5年12月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 庶務的事務

- ア 職員のサービスに係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務は、監査した限りにおいて、いずれも適正に

執行されていた。

令和5年度（2023年度）随時監査（工事監査）結果報告書

1 監査の対象

- (1) 工事名 千代台公園陸上競技場第2種公認検定改修工事
- (2) 工事担当部局 土木部
- (3) 予算主管部局 教育委員会事務局生涯学習部
- (4) 契約担当部局 土木部

2 監査の期間

令和5年（2023年）10月4日から令和5年12月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、上記対象工事が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点から踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿、設計図書等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、現場調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

工事技術面の調査については、協同組合総合技術士連合へ委託し、令和5年10月4日・5日に実施した。

なお、上記対象工事の各段階における主な着眼点は次のとおり。

(1) 設計

- ア 事業目的に適合した設計となっているか。
- イ 仕様書、図面および設計内訳書の設計図書は的確に作成されているか。

(2) 積算

- ア 歩掛および単価は適正か。
- イ 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。

(3) 契約

- ア 契約の方法および手続は適正か。

イ 契約書等関係書類および帳簿は确实かつ的確に整備されているか。

ウ 契約書どおり履行されているか。

(4) 施工

ア 工事施工計画は適切か。

イ 設計図書どおり施工されているか。

ウ 工程管理および品質管理は適切に行われているか。

4 工事の概要

- (1) 工事場所 函館市千代台町2番24号
- (2) 工事内容
- ア グラウンド・コート舗装工
- ウレタン舗装 13,485 m²
- アスファルト舗装 9,178 m²
- イ その他
- グラウンド・コート施設整備工，
構造物撤去工，敷地造成工，
給水設備工，雨水排水設備工，
電気設備工，雑工，仮設工
- (3) 請負金額（税込） 715,000,000円
- (4) 請負者 森川組・石井組・伊藤アスファルト建設千代台公園陸上競技場第2種公認検定改修工事共同企業体
- (5) 工期 令和5年（2023年）3月6日から令和6年（2024年）3月25日まで

5 監査の結果

監査の対象とした工事は、監査した限りにおいて、適正に執行されていた。

令和5年度（2023年度） 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象団体および所管部局

(1) 対象団体

社会福祉法人函館市社会福祉協議会

(2) 所管部局

保健福祉部

2 監査の対象

(1) 公の施設の指定管理者監査

公の施設：函館市総合福祉センター

(2) 対象事務

令和4年度（2022年度）における函館市総合福祉センターの管理に係る出納その他の事務

3 監査の期間

令和5年（2023年）9月1日から令和5年12月25日まで

4 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、上記事務が法令等の定めるところにより適正に執行されているか、財政的援助の目的に沿って執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、監査の主な着眼点は次のとおり。

(1) 所管部局関係

ア 指定管理者の指定は適正かつ公正に行われているか。

イ 指定管理者の管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。

ウ 指定管理者の管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手

続等は適正か。

エ 事業報告書の点検は適切になされているか。

オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、または指示を行っているか。

(2) 指定管理者関係

ア 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

イ 施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

ウ 施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等証拠書類の整備、保存は適切か。

エ 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。

5 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとおり改善等を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

函館市総合福祉センター条例施行規則（平成6年規則第29号）第3条、第4条および第12条において施設の使用許可の申請および使用の許可について規定されているが、規定された様式を使用していないものがあつたほか、一部の施設では事前に使用の許可ができないにもかかわらず使用の許可を行っており、規定を遵守した事務が執られていなかった。

このことは、所管部局が指定管理者の業務が規則等に照らし適切に行われているか把握していなかったことが原因の一つであると思料されることから、規則にのっとり適正な事務の執行となるよう取り組まれない。また、現状の事務処理において特段の支障がないのであれば実態に即した規則の改正についても検討されたい。

(2) 意見

自主事業の実施に当たっては、協定書第7条では、指定管理業務

以外に自己の費用と責任で実施することおよび自主事業を実施する場合は事業計画書を市に提出し、事前に市の承認を受けなければならないことが規定されているが、自主事業として実施している総合福祉センターまつりについて、市は選定時に提案された事業等の内容に変更がないことの確認をもって自主事業を認めていたとしているものの、事前承認が書面で確認できなかったほか、提出された事業報告書中の収支状況では、自主事業として実施している費用の一部が指定管理業務に要する費用に含まれていた。また、自主事業として利用者向け複写機を設置しているものの、事業計画書を提出せず市の事前承認を受けないまま実施していたほか、指定管理業務の収支として経理していた。

このことは、所管部局、指定管理者ともに自主事業の制度の認識が十分ではなかったことが原因の一つであると思料されることから、協定書はもとより、自主事業の取扱いを定める「公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱」等を改めて確認するなど、適正な事務の執行が図られるよう改善されたい。

監査の結果に関する報告に添える意見

監査の結果に関する報告に意見を添える必要があると認めたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第10項の規定に基づき、次のとおり意見を提出する。

1 内部統制について

各部局においては、事務処理の誤りなどを未然に防止し適正な事務の執行を図るため、法令や条例、規則等の遵守はもとより、組織としてのチェック体制の確保など、組織内部における自律的な取り組みとしての内部統制に取り組んでいるものと思料する。

しかしながら、最近の定期監査の過程において、各部局の事務処理について次のような点が見受けられ、内部統制上、対応すべきと思われることから、監査委員の意見を述べる。

まず、事務処理の根拠となる法令や条例、規則等の規定に照らし適正な取扱いとなっているかを確認せずに事務を執っている事例や、事務処理の誤りが、担当課だけではなく、庶務担当課においても見逃されていた事例が見受けられた。

また、事務処理の誤りが生じたときに、上司への報告が遅れ対応に時間を要している事例や、対外的な公表が速やかに行われていない事例があった。

これは、法令等や事務処理の基本的な理解が不十分であることや、単に前例を踏襲して事務を執っていること、事務処理マニュアルが整備されていないこと、組織内においてチェック体制が十分に機能していないこと、事務処理の誤りが庁内で共有されていないことなどが原因であると思料される。

日々、多くの事務を執行するなかにおいては、事務処理の誤りを未然に防止する体制を講じていても、結果として誤りが生じることはありう

るものと考えられるが、誤りが判明した場合にどのように対応するかは、誤りを未然に防止することと同等またはそれ以上に重要である。そのため、事務処理の誤りが判明した場合には、速やかに上司に報告し組織として対応するとともに、必要に応じて、事案の発生を速やかに公表するなどにより、的確かつ迅速な解決が図られ、ひいては、大きな事件や事故に拡大することを防ぐことにつながるものと思料する。

総務部では、これまでも庁内各部局に対し事務処理の誤りを未然に防止する体制を整えるよう通知しており、令和5年11月にも再度通知している。監査委員としても監査の過程において判明した事務処理の誤りについては改善の指導に取り組んできたところであるが、総務部をはじめとする管理部門においては、引き続き、注意喚起を図るとともに、内部統制の観点からも、システム標準化を契機とした事務処理マニュアルの整備、充実のほか、誤りの事例の共有、職員研修の実施など、具体的な取り組みの促進に努められたい。

なお、このたびの定期監査において調査した個人情報の紛失や漏えい等に関する複数の事案のなかには、紛失等が判明した日から総務部への報告や公表までに相当の期間を要している事案や、非公表とした理由が不明確な事案があった。

また、このような事件や事故の発生に対する問題意識や危機管理意識について、各部局間で大きな違いが見受けられ、総務部に事前に相談している事案もあるものの、基本的に各部局の判断で行われており、全庁的に統一した対応となっていない状況である。

総務部では、令和5年8月に通知を発出し、個人情報の適切な管理の徹底を促しているところであるが、現時点では、当該事案の発生等に対し、公表に係る対応について特段の定めはなく、適切に対応しているかを客観的に判断することができないことから、市民への適切な情報提供や内部統制の観点からも、市としての考え方を整理し判断基準を定めるなど、統一的な対応が図られるよう取り組まれたい。